

# 「環境保全型農業」とは

●土づくりを土台にして化学肥料と化学合成農薬を削減する取組が基本で、**エコファーマー**、**特別栽培農産物**、**有機農業**などがあります。

|                               |         |      |      |      |       |
|-------------------------------|---------|------|------|------|-------|
| 法律で認められている<br>化学肥料と化学合成農薬の使用量 |         | 化学肥料 |      |      |       |
|                               |         | ↓    | 20%減 | 50%減 | 100%減 |
| 化学農薬                          | 県慣行基準   | →    | 20%減 | 50%減 | 100%減 |
|                               | エコファーマー |      |      |      |       |
|                               | 特別栽培農産物 |      |      |      |       |
|                               | 有機農業    |      |      |      |       |

\***県慣行基準**は農業の生産性と環境負荷軽減の両立を考慮して、化学肥料の施用量や化学合成農薬の使用回数が設定されています。

\***エコファーマー**は、農業者が行う環境に優しい取組を県または政令市が認定する制度です。有機質肥料や堆肥の施用を含む投入窒素の総量の上限を定めています。

\***特別栽培農産物**は、化学肥料の施用量と化学合成農薬の使用回数を県慣行基準から**50%以上削減したことを流通事業者等が確認する制度**です。

\***有機農業**は化学肥料、化学合成農薬、遺伝子組み換え技術を全く使用しない農業です。**有機JAS**は国の登録を受けた機関が**有機農産物であることを保証する制度**です。